

議第52号

高山市税条例の一部を改正する条例について

高山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月5日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方税法の改正等に伴い改正しようとする。

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第24条第1項第1号の者は、3月15日までに、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の4の規定によつて控除すべき金額（以下本条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第24条第1項第1号の者は、3月15日までに、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の4の規定によつて控除すべき金額（以下本条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p> <p>2～7 （略）</p>
<p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第156条 都市計画税は、都市計画法（昭和</p>	<p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第156条 都市計画税は、都市計画法（昭和</p>

43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域(滝町、岩井町及び大島町並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地区域を除く。)内に所在する土地(山林及び原野を除く。以下本条において同じ。)及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

2～4 (略)

付 則

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

第15条の2 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の3 (略)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第28条 (略)

43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域(滝町、岩井町、大島町、丹生川町坊方、同町山口、同町町方、同町新張、清見町牧ヶ洞、同町三日町、国府町三川、同町上広瀬、同町村山、同町金桶、同町名張、同町広瀬町、同町三日町及び同町木曾垣内並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地区域を除く。)内に所在する土地(山林及び原野を除く。以下本条において同じ。)及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

2～4 (略)

付 則

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

第15条の2 (略)

(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)

第15条の3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 (略)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第28条 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地

に係る譲渡期限の延長の特例)

第28条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、付則第11条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、付則第11条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、付則第11条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、付則第12条第1項

中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、付則第11条、付則第11条の2、付則第11条の3又は付則第12条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第29条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第8条の3及び付則第8条の3の2の規定の適用については、付則第8条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例）

第29条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第8条の3及び付則第8条の3の2の規定の適用については、付則第8条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3

置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第8条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第8条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第8条の3及び第8条の3の2の規定の適用については、付則第8条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第8条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1項ただし書の改正及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の高山市税条例(以下「新条例」という。)第28条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第29条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第15条の3の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例第156条の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。